雇児福発 0331 第 3 号 雇児育発 0331 第 2 号 雇児保発 0331 第 1 号 社援基発 0331 第 1 号 障 障 発 0331 第 4 号 平成 27 年 3 月 31 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 雇用均等・児童家庭局育成環境課 雇用均等・児童家庭局保育課 社会・援護局福祉基盤課長 社会・援護局障害福祉部障害福祉課長 (公印省略)

「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について (平成 23 年度税制改正関係)」の一部改正について

標記については、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成27年 政令第148号)が3月31日に公布され、平成27年4月1日から税額控除対象 法人の判定において、保育所等の定員等の総数が一定未満の事業年度における 特例が設けられることとなりました。これに伴い、「税額控除対象となる社会福 祉法人の証明事務等について(平成23年度税制改正関係)」(平成23年8月2 日付け社援基発0802第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)を下記 のとおり改正しますので、御承知願います。

なお、本通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

## 1 改正内容

「税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について(平成23年度税制改正関係)」(平成23年8月2日付け社援基発0802第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)を別紙のように改正する。

## 2 適用

この通知は、平成27年4月1日より適用する。